

共	00	00	10	永年
---	----	----	----	----

県本部各部課長

殿

県下各警察署長

宮本生企第455号
宮本地第294号
宮本刑総第259号
宮本捜一第564号
宮本指第405号
宮本備第523号
平成15年9月1日
宮城県警察本部長

特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律等の施行について（通達）

特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（平成15年法律第65号）が、平成15年6月4日に公布され（別添1参照）、そのうち、指定建物錠の防犯性能の表示に関する規定以外の部分が、同年9月1日から施行されることとなった（特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律の施行期日を定める政令（平成15年政令第354号）。別添2参照。）。これに伴い、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律施行令（平成15年政令第355号）及び特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第12号）が、いずれも同年8月1日に公布され（別添3及び4参照）、それらのうち、指定建物錠の防犯性能の表示に関する規定以外の部分が、同法の施行の日（同年9月1日）から施行されることとなった。

これに伴い、別添のとおり「特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律等の施行について」（平成15年8月1日付け、警察庁乙生発第6号、乙刑発第5号、乙交発第5号、乙備発第6号）が発せられた。

同法は、現下の厳しい侵入犯罪の情勢にかんがみ、その防止に資するため、正当な理由のない特殊開錠用具の所持等を禁止するほか、指定建物錠の防犯性能に関する表示制度を新設し、その他特殊開錠用具等を用いて建物に侵入する行為の防止対策の推進について定めること等をその内容とするものである。

同法、同令及び同規則のうち、今回施行される部分の趣旨、要点及び運用上の留意事項は、別途、通達するとおりであるが、特に、同法第3条及び第4条の規定については、衆議院内閣委員会及び参議院内閣委員会の審議において、それぞれ附帯決議（別添5及び6参照）が付されるなど、その運用には格段の意を払う必要がある。

各所属にあつては、下記の事項を取締りに当たる個々の警察官に徹底し、同法の適正かつ効果的な運用を図り、現在推進中の街頭犯罪及び侵入犯罪の発生を抑止するための総合対策に一層の成果があがるよう努められたい。

記

1 適正な職務質問の積極的な実施

特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第3条又は第4条違反の取締りは、職務質問を端緒として行う場合が多くなるものと思料されるが、職務質問実施に当たっては、警察官職務執行法第2条の規定に則し、相手方の任意の協力を得た上で、不審点の追及、

所持品の検査、各種照会等を徹底するなど、適正かつ積極的な実施に努めること。

2 「業務その他正当な理由」の有無の適正な判断

職務質問等により特殊開錠用具の所持又は指定侵入工具の隠匿携帯を認知した場合には、相手方から、特殊開錠用具の所持又は指定侵入工具の隠匿携帯の認識・動機・目的について十分な説明を徴するとともに、次の各点についても総合的に勘案し、「業務その他正当な理由」の有無を適正に判断すること。

- (1) 相手方が特殊開錠用具又は指定侵入工具と共に所持し、又は携帯している物品
相手方が説明した特殊開錠用具の所持又は指定侵入工具の隠匿携帯の認識・動機・目的に照らして、所持し、又は携帯していることが不自然な物品を所持し、又は携帯していないか。
逆に、相手方が説明した特殊開錠用具の所持又は指定侵入工具の隠匿携帯の認識・動機・目的に照らせば、通常、所持し、又は携帯しているはずの物品を所持し、又は携帯しているか。
- (2) 相手方の職業
相手方が錠取扱業者、大工等の特殊開錠用具の所持又は指定侵入工具の隠匿携帯をすることに合理性がある職業に就いていると認められる者か。
- (3) 相手方の特殊開錠用具の所持又は指定侵入工具の隠匿携帯の時間的・場所的合理性
相手方がその時・その場所において特殊開錠用具の所持又は指定侵入工具の隠匿携帯をすることに合理性があるか。
- (4) その他相手方の言動、周囲の状況等
その他相手方の言動、周囲の状況等に不自然、不合理な点はないか。

別添 省略